

消防団協力事業所の支援の
ための事業税の特例に係る
要件認定の申請について
(ご案内)

平成28年7月

岐 阜 県

目 次

1	制度の目的	1
2	事業税の不均一課税（優遇措置）の概要	1
3	認定要件について	2
4	申請の時期	3
5	申請先	4
6	申請書類及び提出方法	4
7	認定又は不認定の通知方法	5
8	課税申告の手続きについて	5
別表 1	申請に必要となる書類（法人の場合）	6
別表 2	申請に必要となる書類（個人の場合）	10
別表 3	認定申請書の申請先及び受付時間	14
別記様式	消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の不均一課税に係る認定申請書	15
証明様式例 1	消防団協力事業所表示制度認定証明願	16
証明様式例 2	市（町村）消防団員及び同団員としての活動実績の証明願	17
証明様式例 3	市（町村）消防団員及び同団員としての活動実績の証明願	18
証明様式例 4（法人用）	同意書	19
証明様式例 4（個人用）	同意書	20
証明様式例 5	雇用保険被保険者数総括表	21
様式第 12 号	消防団協力事業所の支援減税制度に係る申請チェックリスト〔法人用〕	22
様式第 12 号	消防団協力事業所の支援減税制度に係る申請チェックリスト〔個人用〕	24
<資料>	市町村消防団協力事業所表示制度 市町村窓口一覧	26

1 制度の目的

被雇用者が消防団に入団しやすく、活動しやすい環境づくりを行うためには、事業主の皆様の消防団活動に対する一層の理解と協力が必要です。

この制度は、「消防団活動に協力する事業所等を有する法人又は個人を応援すること」によって、消防団員の方が消防団の活動に参加しやすい環境づくりを目的としています。

消防団活動を行うことができる職場環境づくりに取り組む事業所等、または消防団の活動に協力する法人・個人に対して、「岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例」により、事業税の優遇措置による支援を行うものです。

2 事業税の不均一課税（優遇措置）の概要

条例の要件をすべて満たすものとして、規則の定めるところより、知事の認定を受けた法人または個人に対して、一定期間、事業税の不均一課税を行うものです。

対象となる税目	法人事業税・個人事業税	
対象	基準日（※1）において、次の要件を全て満たす法人（※2）又は個人。 ※1 「基準日」とは、法人にあっては各事業年度の終了日、個人にあっては各年の12月31日をいいます。 ※2 法人の場合、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除く。）に限る。 <要件> 1. 県内に事業所等を有し、かつ、その事業所等の全てが「消防団協力事業所表示制度」による消防団協力事業所として市町村長から表示証の交付を受けていること。 2. 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上いること。 3. 消防団活動について配慮した規定（就業規則等）を整備していること。	
控除内容	事業税額の2分の1に相当する額を控除（100万円を限度） 〔消防団員数が使用人等の1割以上である場合は200万円を限度〕	
適用期間	法人	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了する各事業年度 ※ 対象事業年度のうち、認定要件の基準日（事業年度終了日）に認定要件を満たした事業年度の事業税が対象
	個人	平成29～30年度（平成28年～29年の所得に対して課税） ※ 対象事業年のうち、認定要件の基準日（12月31日）に認定要件を満たした事業年の事業税が対象
知事の認定取得	不均一課税（優遇措置）の適用を受けるには、法人の場合は事業年度ごとに、個人の場合は年ごとに、知事の要件認定を受ける必要があります。	

3 認定要件について

事業税の優遇措置の認定を受けるためには、次の1から3までの認定要件を、認定の基準日において、すべて満たしたうえで、事業税の優遇措置の申請を行います。

1. 県内に事業所等を有し、かつ、その事業所等の全てが「消防団協力事業所表示制度」(※)による消防団協力事業所として市町村長から表示証の交付を受けていること。

(1) 県内の事業所等の全てが、各市町村が実施する「消防団協力事業所表示制度」による、表示証の交付を受けている必要があります。

(2) 表示証の交付を受けるには、事業所等が所在する市町村へ申請を行います。また、各市町村で定める次の「認定基準(例)」のいずれかを満たす必要があります。

【認定基準の一例】

(例1) 従業員が消防団員として相当数入団している事業所等

(例2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等

(例3) 災害時に事業所等の資機材を消防団に提供する等、協力している事業所等

(3) 「消防団協力事業所表示制度」の申請手続きの方法等は、事業所等が所在する市町村の窓口へお問い合わせください。

※消防団協力事業所表示制度とは

事業所の消防団活動への協力を通じ、地域防災体制の一層の充実が図られることを目的として、市町村長が消防団に協力している事業所等を「消防団協力事業所」として認定する制度です。

総務省消防庁では、地域における消防団活動への一層の理解と協力を得るために、市町村におけるこの制度の導入を推進しています。

2. 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上いること。

(1) 「県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上いること」については、次のとおりです。

<法人の場合>

- ・消防団協力事業所に常時勤務する法人の役員
- ・消防団協力事業所において法人が雇用する使用人(雇用保険の被保険者に限る)

<個人の場合>

- ・事業を行う個人
- ・個人が雇用する使用人(雇用保険の被保険者及び青色事業専従者又は専従者に限る)

(2) 対象となる消防団員は、被雇用者のほか、法人の常勤役員、個人事業主も含まれます。

(3) この条例でいう「消防団員」とは「消防組織法第十九条第一項に規定する消防団員であって、県内の消防団に置かれるもの」としています。

従って、県外の消防団に在籍する消防団員は、この条例でいう「消防団員」に該当しないため、注意が必要です。

3. 消防団活動に配慮した規定（就業規則等）を整備していること。

(1) 各事業所等において、使用人が消防団員として活動を行う際、賃金、労働時間その他労働条件について、他の使用人との均衡を失することのないよう、適切に配慮する旨の規定（※1）を、労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（※2）により整備する必要があります。

※1 「賃金、労働時間その他労働条件についての、適切な配慮について」の例示

- ①賃 金 従業員が消防団員であることにより不利益な取り扱いはしない。
消防団活動を行う際に、賃金をカットしない等の配慮をしている。
- ②労働時間 従業員（消防団員）が、勤務時間中に火災や災害のため出動するなど、急を要する消防団業務に従事した場合は、「職務を免除する」、「特別休暇の対象とする」、「訓練等の参加にあつては、勤務時間の変更を行う」など。
- ③昇進関係 従業員が消防団員であることにより、昇進や昇給、配置転換等において不利益な取扱いをしない。

※2 「労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの」とは

- ①労働契約を結んでいる事業所等の場合
⇒労働契約、労働協約、就業規則、その他事業所等内で周知されている規定等
- ②家事使用人や同居の親族のみを雇っている場合
⇒雇用契約、その他事業所内で周知されている規定等

(2) 各事業所等で定める「就業規則」等に、消防団員の活動に配慮した事項を盛り込み、整備する必要があります。

4 申請の時期

前記3の認定要件を、次の「基準日」において、全て満たしたうえで、要件認定の申請を行います。要件認定の申請は、優遇措置を受けようとする事業年度（法人）又は事業年（個人）ごとに、認定申請を行います。

(認定の基準日及び申請の時期)

	法人	個人
認定の基準日	各事業年度の終了日	各年の12月31日
要件認定の申請時期	各事業年度の終了日から一月以内 (※1)	各年の12月31日から所得税申告期限（3月15日）まで(※2)

(申請期限について)

※1 事業年度終了の日から一月後が県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日、1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日までの期間）である場合には、その休日後の最初の開庁日となる日を申請期限とします。

＜例＞事業年度の終了日から一月後が、12月31日（閉庁日）の場合、次の最初の開庁日は1月4日であり、1月4日が申請期限。

※2 平成29年度分にあつては、平成29年3月15日(水)、平成30年度分にあつては、平成30年3月15日(木)が申請期限となります。

5 申請先

申請者の事業所等の所在する市町村を管轄する「申請先となる県機関」へ申請してください。

申請先となる県機関	管轄する市町村
危機管理政策課 (岐阜地域防災係)	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃県事務所	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐県事務所	揖斐川町、大野町、池田町
可茂県事務所	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
中濃県事務所	関市、美濃市、郡上市
東濃県事務所	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所	中津川市、恵那市
飛騨県事務所	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

＜事務所等が複数ある場合＞

- (1) 事業所等が複数あって、危機管理政策課又は県事務所の管轄をまたぐ場合にあつては、申請者の主たる事業所等の所在する市町村を管轄する「申請先となる県機関」へ申請してください。
- (2) 県外に本社があり県内に主たる事業所等のない場合にあつては、申請者において県税の申告を行う事業所等を主たる事業所等として申請してください。

6 申請書類及び提出方法

(申請書類)

別表1及び2に記載する書類のとおり。

(提出方法)

申請書類の申請先への提出方法は、持ち込みとします。

郵送による提出も可能ですが、郵送による提出の場合は、「簡易書留」等により提出してくだ

さい。

※申請書類を郵送で提出する場合は、申請期限までに申請先の県機関に確実に届くよう日数に余裕をもったうえで行ってください。万一、申請先の県機関に申請期限までに届かない場合には岐阜県行政手続条例第7条の規定に基づき申請を拒否することとなります。(税の申告と異なり、消印日ではなく、物理的に申請先の県機関に申請書類が届いていることが必要です。)

※申請書類を受理する時間帯は、開庁日の「午前8時30分から午後5時15分まで」です。提出が午後5時15分から翌日(翌日が県の休日の場合にはその後に最初に開庁日となった日)の午前8時30分までの間に持ち込み又は郵送等により提出された場合、直近の開庁日となった日の午前8時30分に提出されたものとして取り扱います。

7 認定又は不認定の通知方法

認定又は不認定の結果は、認定通知書又は不認定通知書により申請者へ通知します。通知の方法は、窓口又は郵送のいずれかの方法により通知します。

※郵送を希望する場合は、必要な切手(長3サイズの封筒の場合は82円分)を貼付した返信用封筒を同封してください。

※郵送による通知を希望する場合、窓口交付に比べて日数がかかることをご承知ください。(郵送事業者による郵送期間を要しますので、法人において、早めに課税申告手続を行いたい場合には窓口交付で対応してください。)

8 課税申告の手続きについて

(法人の場合)

法人事業税の確定申告の申告納付期限(事業年度終了後2か月以内)までに、県税事務所へ課税申告手続を行い、納税してください。

(個人の場合)

個人事業税に関する課税申告手続は不要のため、各県税事務所から発送された控除後の納税通知書を受領したら、納税通知書にて納税してください。

別表1 申請に必要となる書類（法人の場合）

No	提出書類（必要部数等）	説明
1	認定申請書（原本1部）	<p>(1) 「消防団協力事業所の支援のための事業税の不均一課税に係る認定申請書」</p> <p>(2) 代理人が事業主の委託を受けて提出する場合は、別に「委任状」（任意様式）が必要です。</p> <p>(3) No2 以下の書類を添えて、認定申請書により申請してください。</p>
2	<p><法人登記がある場合> 法人の登記事項証明書（原本1部）</p> <hr/> <p><法人登記がない場合> 定款、寄付行為、規則、規約等（写し1部）</p>	<p>(1) 資本金の額若しくは、出資金が1億円以下または、資本若しくは出資を有しないものであることを確認するためのものです。</p> <p>(2) 「消防団員が1名以上いること」の要件について、対象となる消防団員が常勤役員である場合において、役員であることを確認するために必要となります。</p> <p>※基準日（事業年度終了日）において、上記（1）、（2）の要件を満たしていることを確認するため、法人の登記事項証明書等の日付は、基準日以降であることに注意してください。</p>
3	<p>県内のすべての事業所等の名称・所在地等が確認できる書類（原本1部）</p> <p>⇒ 事業概要書またはパンフレット（企業説明用等）</p> <p>法人登記がある場合は法人の登記事項証明書</p>	<p>県内の事業等の名称・所在地等が確認できる書類として、事業主において作成している「事業概要書」または「パンフレット」の提出が必要です。法人登記がある場合は、法人の登記事項証明書を併せて提出してください。</p> <p>※基準日（事業年度終了日）において、要件を満たしていることを確認するため、当該書類は、基準日時点のものが必要であることに注意してください。</p>
4	<p>消防団協力事業所表示制度認定証明願（原本1部）</p> <p>※様式例1のとおり</p>	<p>(1) 基準日において、全ての事業所が「消防団協力事業所として表示証を受けている」ことを市町村長の証明により確認するためのものです。</p> <p>(2) 消防団協力事業所表示制度の表示証の交付を受けた市町村窓口にて証明願を提出し、証明を受けてください。</p> <p>※基準日（事業年度終了日）において、上記（1）の要件を満たしていることを確認するため、証明願の日付は、基準日以降であることに注意してください。</p>

5	<p>消防団員及び同団員としての活動実績の証明願（原本1部）</p> <p>※様式例2及び3のとおり</p>	<p>(1) 基準日において、消防団員である常勤役員又は使用人の数が1人以上であること、また当該消防団員の消防団活動実績を市町村長の証明により確認するためのものです。</p> <p>(2) 消防団員が在籍する市町村の窓口に証明願を提出し、証明を受けてください。</p> <p>(3) 認定に必要な消防団員分について、市町村の証明を受けることとなりますが、「消防団員である者の割合が1/10以上である法人」として認定を受ける場合にあつては、1/10以上となる消防団員分について、市町村の証明を受ける必要があります。</p> <p>例：使用人が11人の場合、団員2人分が必要（3人目は省略可）</p> <p>(4) 証明願の様式は「様式例2及び3」のとおりです。また様式の違いは次のとおりです。</p> <p>様式例2：自身が、消防団員であること等の証明を受ける場合</p> <p>様式例3：事業所等が、複数人の消防団員について証明を受ける場合</p> <p>※基準日（事業年度終了日）において、上記（1）の要件を満たしていることを確認する必要があるため、証明願の日付は、基準日以降であることに注意してください。</p> <p>※消防団に入団していても、消防団員としての活動実績が無い場合（入団間もない場合や傷病等やむを得ない事情がある場合を除く）は、要件を満たしていないものとして取扱います。</p>
6	<p><消防団員が常勤役員の場合></p> <p>次のいずれかの書類（写し1部）</p> <p>① 社会保険（健康保険）被保険者証</p> <p>② 常勤役員に選任されていることが確認できる法人取締役会議事録</p> <p>③ 賃金台帳等役員報酬の支給状況が確認できる書類</p> <p>勤務先証明書（勤務先が本社以外の場合に提出） （原本1部）</p> <hr/> <p><消防団員が使用人の場合></p> <p>雇用保険被保険者証の写し 1部</p>	<p>(1) 次の要件を確認するために必要となります。</p> <p>いずれの場合も、消防団員が、消防団協力事業所において勤務又は雇用されている必要があります。</p> <p>ア 消防団協力事業所に常時勤務する法人の役員であること</p> <p>イ 消防団協力事業所において法人が雇用する使用人であること</p> <p>(2) 消防団員が常勤役員である場合、次の点に注意が必要です。</p> <p>ア 国民健康保険は対象外であること</p> <p>イ 賃金台帳等役員報酬の支給状況が確認できる書類にあつては、基準日が属する日又は週又は月の支給分を含むこと</p> <p>ウ 勤務先証明書は、勤務先が本社以外の場合に提出すること</p> <p>(3) 消防団員である使用人は、雇用保険の被保険者に限ります。</p>

7	<p>労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもので、消防団の活動に配慮している規定として定めている書類（写し1部：要原本証明）</p>	<p>各事業所等が、労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて、使用人が消防団員として活動を行う際、賃金、労働時間その他労働条件について、他の使用人との均衡を失することのないよう、適切な配慮がなされていることを確認するために必要です。</p> <p>※基準日（事業年度終了日）において、整備されていることを確認する必要があるため、適用年月日は、基準日以前であることに注意してください。</p>
8	<p>同意書（原本1部）</p> <p>※様式例4（法人用）のとおり</p>	<p>(1) 事業税の優遇措置について岐阜県へ申請を行うにあたり、岐阜県が事業主を通じて消防団員の個人情報収集することに同意していることを確認するために必要です。</p> <p>(2) 対象者は消防団員である常勤の役員及び使用人であり、団員ごとに作成（氏名は消防団員自身の自署または記名押印が必要です。）してください。</p>
9	<p>提出書類チェックリスト [法人用]（1部）</p> <p>※様式第12号のとおり</p>	<p>提出する書類を確認し、「事業主チェック欄」にチェックして、他の書類と一緒に提出してください。</p>
10	<p>＜認定または不認定の通知を郵送により希望する場合＞</p> <p>必要な切手（長3サイズの封筒の場合は82円分）を貼付した返信用</p>	<p>郵送による通知を希望する場合、窓口交付に比べて日数がかかることをご承知ください。</p> <p>（郵送事業者による郵送期間を要しますので、早めに課税申告手続きを行いたい場合には窓口交付で対応してください。）</p>

消防団員である者の数の割合が10分の1以上である法人として認定の申請を行う場合は、次の書類を併せて提出する必要があります。

No	提出書類（必要部数等）	説明
1	<p>事業所台帳異動状況（原本1部） または 労働者名簿（写し1部） 事業所別被保険者台帳（原本1部） 雇用保険被保険者数総括表（原本1部）</p> <p style="text-align: right;">} の3点セット</p> <p>※雇用保険被保険者数総括表は、様式例5のとおり</p>	<p>(1) 各事業年度の終了の日における雇用保険の被保険者（従業員）の数を確認するために必要です。</p> <p>(2) 県内にある事業所等を対象に「事業所台帳異動状況」を作成できる場合 ⇒事業所台帳異動状況を提出。 作成できない場合（*） ⇒労働者名簿、事業所別被保険者台帳、雇用保険被保険者数総括表の3点セットを提出。 （*）「事業所台帳異動状況」が県外の事業所等を含めて作成されてしまい、県内の事業所の従業員数を把握できない場合をいう。</p> <p>(3) 労働者名簿、事業所別被保険者台帳には、県内の事業所等に勤務する常勤役員及び使用人が記載されます。このため、労働者名簿には、事業所別被保険者台帳に記載されていない者（即ち、雇用保険の被保険者でない者）が識別できるよう加工（例：色塗りまたは付箋等）して、識別してください。</p> <p>※基準日（事業年度終了日）において、上記（1）の要件を満たしているか確認する必要があるため、提出書類の日付は、基準日以降であることに注意してください。</p>
2	<p>雇用保険事業所非該当承認申請書（写し1部） または 労働保険継続事業一括申請書（写し1部）</p>	<p>事業所等が複数あって、雇用保険の事務処理を主たる事業所等で一括して処理している場合にあつては、左記の書類を提出してください。</p>

別表2 申請に必要となる書類（個人の場合）

No	提出書類（必要部数等）	説明
1	認定申請書（原本1部）	<p>(1) 「消防団協力事業所の支援のための事業税の不均一課税に係る認定申請書」</p> <p>(2) 代理人が事業主の委託を受けて提出する場合は、別に「委任状」が必要です。</p> <p>(3) No 2 以下の書類を添えて、認定申請書により申請してください。</p>
2	<p>県内のすべての事業所等の名称・所在地等が確認できる書類（原本1部）</p> <p>⇒ 事業概要書（様式任意）またはパンフレット</p>	<p>県内の事業等の名称・所在地等が確認できる書類として、事業主において作成している「事業概要書」または「パンフレット」の提出が必要です。</p> <p>※基準日である12月31日において、要件を満たしていることを確認する必要があるため、当該書類は基準日時点のものが必要であることに注意してください。</p>
3	<p>消防団協力事業所表示制度認定証明願（原本1部）</p> <p>※様式例1のとおり</p>	<p>(1) 基準日において、全ての事業所が「消防団協力事業所として表示証を受けている」ことを市町村長の証明により確認するためのものです。</p> <p>(2) 消防団協力事業所表示制度の表示証の交付を受けた市町村窓口にて証明願を提出し、証明を受けてください。</p> <p>※基準日である12月31日において、上記(1)の要件を満たしていることを確認する必要があるため、証明願の日付は、基準日以降であることに注意してください。</p>
4	<p>消防団員及び同団員としての活動実績の証明願（原本1部）</p> <p>※様式例2及び3のとおり</p>	<p>(1) 基準日において、消防団員である事業を行う個人又は使用人の数が1人以上であること、また当該消防団員の消防団活動実績を市町村長の証明により確認するためのものです。</p> <p>(2) 消防団員が在籍する市町村の窓口にて証明願を提出し、証明を受けてください。</p> <p>(3) 認定に必要な消防団員分について、市町村の証明を受けることとなりますが、「消防団員である者の割合が1/10以上である法人」として認定を受ける場合にあつては、1/10以上となる消防団員分について、市町村の証明を受ける必要があります。</p> <p>例：使用人が11人の場合、団員2人分が必要（3人目は省略可）</p> <p>(4) 証明願の様式は「様式例2及び3」のとおりです。また様式の違いは次のとおりです。</p> <p>様式例2：自身が、消防団員であること等の証明を受ける場合</p> <p>様式例3：事業所等が、複数人の消防団員について証明を受ける場合</p>

		<p>※基準日である12月31日において、上記1の要件を満たしているか確認する必要があるため、証明願いの日付は、基準日以降であることに注意してください。</p> <p>※消防団に入団していても、消防団員としての活動実績が無い場合（入団間もない場合や傷病等やむを得ない事情がある場合を除く）は、要件を満たしていないものとして取扱います。</p>
5	<p><消防団員である個人事業主の場合></p> <p>次のいずれかの書類（写し1部）</p> <p>①所得税の青色申告決算書（控）</p> <p>②収支内訳書（控）</p> <hr/> <p><消防団員である使用人（雇用保険被保険者に限る）の場合></p> <p>雇用保険被保険者証（写し1部）</p> <hr/> <p><消防団員である使用人（個人事業主の専業専従者）の場合></p> <p>次のいずれかの書類（写し1部）</p> <p>①青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書</p> <p>②所得税青色申告決算書（控）</p> <p>③収支内訳書（控）</p>	<p>次の要件を確認するために必要となります。</p> <p>いずれの場合も、消防団員が、消防団協力事業所において勤務又は雇用されている必要があります。</p> <p>ア 消防団協力事業所の個人事業主であること</p> <p>イ 消防団協力事業所において個人が雇用する使用人であること</p>
6	<p>労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもので、消防団の活動について配慮している規定として定めている書類（写し1部：要原本証明）</p>	<p>各事業所等が、労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて、使用人が消防団員として活動を行う際、賃金、労働時間その他労働条件について、他の使用人との均衡を失することのないよう、適切な配慮がなされていることを確認するために必要です。</p>

7	<p>同意書（原本 1 部）</p> <p>※様式例 4（個人用）のとおり</p>	<p>(1) 事業税の優遇措置について岐阜県へ申請を行うにあたり、岐阜県が事業主を通じて消防団員の個人情報収集することに同意していることを確認するために必要です。</p> <p>(2) 対象者は消防団員である個人事業主及び使用人であり、団員ごとに作成（氏名は消防団員自身の自署または記名押印が必要です。）してください。</p>
8	<p>提出書類チェックリスト [個人用]（1 部）</p> <p>※様式第 1 2 号のとおり</p>	<p>提出する書類を確認し、「事業主チェック欄」にチェックして、他の書類と一緒に提出してください。</p>
9	<p><認定または不認定の通知を郵送により希望する場合></p> <p>必要な切手(長 3 サイズの封筒の場合は 82 円分)を貼付した返信用</p>	<p>郵送による通知を希望する場合、窓口交付に比べて日数がかかることをご承知ください。</p> <p>(郵送事業者による郵送期間を要しますので、早めに課税申告手続きを行いたい場合には窓口交付で対応してください。)</p>

消防団員である者の数の割合が10分の1以上である個人として認定の申請を行う場合は、次の書類を併せて提出する必要があります。

No	提出書類（必要部数等）	説明
1	<p><雇用保険に加入している場合></p> <p>事業所台帳異動状況（原本1部） または 労働者名簿（写し1部） 事業所別被保険者台帳（原本1部） 雇用保険被保険者数総括表（原本1部）</p> <p style="text-align: right;">} の3点セット</p> <p>※雇用保険被保険者数総括表は、様式例5のとおり</p>	<p>(1) 基準日である12月31日における雇用保険の被保険者（従業員）の数を確認するために必要です。</p> <p>(2) 県内にある事業所等を対象に「事業所台帳異動状況」を作成できる場合 ⇒事業所台帳異動状況を提出。 作成できない場合（*） ⇒労働者名簿、雇用保険被保険者台帳、雇用保険被保険者数総括表の3点セットを提出。 （*）「事業所台帳異動状況」が県外の事業所等を含めて作成されてしまい、県内の事業所の従業員数を把握できない場合をいう。</p> <p>(3) 労働者名簿、事業所別被保険者台帳には、県内の事業所等に勤務する常勤役員及び使用人が記載されます。このため、労働者名簿には、事業所別被保険者台帳に記載されていない者（即ち、雇用保険の被保険者でない者）が識別できるよう加工（例：色塗りまたは付箋等）してください。</p> <p>※基準日（事業年度終了日）において、上記（1）の要件を満たしているか確認する必要があるため、提出書類の日付は、基準日以降であることに注意してください。</p>
2	<p>雇用保険事業所非該当承認申請書（写し1部） または 労働保険継続事業一括申請書（写し1部）</p>	<p>事業所等が複数あって、雇用保険の事務処理を主たる事業所等で一括して処理している場合にあつては、左記の書類を提出してください。</p>

別表3 認定申請書の申請先及び受付時間

1 申請先

事業所等の所在地	申請先	住所	代表電話番号（内線）
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	危機管理政策課 岐阜地域防災係	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁内	058-272-1111（内線 2477）
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	西濃県事務所 振興防災課	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎内	0584-73-1111（内線 202）
揖斐川町、大野町、池田町	揖斐県事務所 振興防災課	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎内	0585-23-1111（内線 204）
美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	可茂県事務所 振興防災課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎内	0574-25-3111（内線 213）
関市、美濃市、郡上市	中濃県事務所 振興防災課	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎内	0575-33-4011（内線 209・210）
多治見市、瑞浪市、土岐市	東濃県事務所 振興防災課	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎内	0572-23-1111（内線 209）
中津川市、恵那市	恵那県事務所 振興防災課	〒509-7203 恵那市長島町正家 1067-71 恵那総合庁舎内	0573-26-1111（内線 203・206）
高山市、飛騨市、下呂市、白川村	飛騨県事務所 振興防災課	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内	0577-33-1111（内線 211・232）

2 申請書の受付時間

月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、12月29日～1月3日、祝祭日を除く）

消防団協力事業所の支援のための事業税の不均一課税に係る認定申請書				
岐阜県知事 様		個人にあつては、氏名とフリガナを 法人にあつては、法人名称及び代表者氏名を 記入してください。	年 月 日	
申請者	事業所の所在地	事業税の申告書に記載する本社(店)所在地を記入してください。		
	住所(個人のみ)	個人の住所を記入してください。		
	フリガナ 氏 名 [法人にあつてはその 名称及び代表者の氏名]	印	電話番号 () -	
法人にあつては、代表者印を押印してください。				
岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例第3条第1項又は第4条第1項に規定する事業税の不均一課税に係る認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。				
事務所又は事業所の状況	県内の全ての事務所 又は事業所名	所 在 地	消防団協力事業所であること の証票の交付年月日	
	県内の全ての事務所又は事業所の名称と所在地について、記入してください。 また「消防団協力事業所」として表示証の交付を受けた年月日を記入してください。 本社を記入する際は、事業所名の後ろに(本社)と記入してください。 ※県内の全ての事務所又は事業所の名称・所在地等が確認できる書類を添付してください。			
	法人または個人における県内の消防団員である 者の人数を記載してください。			
	消防団員である者の数		人	
	法人	条例第3条第1項第3号に規定する 県内事業所の役員及び使用人の総数	※	人
	個人	条例第4条第1項第2号に規定する 県内事業所において事業を行う個人及び使用人の総数		
消防団活動に配慮する規定の整備 (該当する場合は□にレを記載)		<input type="checkbox"/> 基準日において、条例第3条第1項第4号又は第4条第1項第3号に規定する労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものを整備している。		
申請に係る事業年度又は年	法人	年 月 日から 年 月 日まで		
	個人	年		
(以下、法人のみ記載)				
事業年度の終了の日における 資本金の額又は出資金の額		円		

備考 ※欄は、消防団員である者の数の割合が10分の1以上である法人又は個人としての認定を受けようとする場合のみ記載すること。

消防団協力事業所表示制度認定証明願

年 月 日

■■■市(町村)長様

証明願いを提出する市町村名を記入。

住(居)所
(所在地)

氏名

(法人名)

(電話番号

印

法人の場合
「(所在地)」欄に住所を、「(法人名欄)」に法人名称及び
代表者氏名を記入

個人の場合
「住(居)所」欄に事業所の住所を、
「氏名」欄に個人事業主の氏名を記入

■■■市(町村)消防団協力事業所表示制度実施要綱第○条第○項の規定により下記の事業
所が 年 月 日基準日現在で協力事業所として認定されている事業所等であるこ
とを証明願います。

法人にあつては各事業年度の終了日を、個人にあつては12月31日として記入。

記

事業所名	所在地	初回表示証年月日	備考
消防団協力事業所表示制度の表示証の交付を受けている事業所名、所在地等を記入			

消防団協力事業所表示制度認定証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市(町村)長

印

■■■市(町村)消防団員及び 同団員としての活動実績の証明願い

年 月 日

■■■市(町村)長(又は消防団長)様

消防団員の自署または、記名押印

■■■の部分にあっては、証明願いを提出する市町村名(消防団員として在団する市町村名)を記入。

氏名印

(電話番号)

私が、年 月 日(基準日)現在で■■■市(町村)の消防団員であること、また基準日から過去1年間における当該消防団の消防団員としての活動実績について証明してください。

法人にあっては、各事業年度の終了日を、個人にあっては、12月31日として記入。

記

住(居)所

生年月日

直近の入団年月日 年 月 日

証明を受けようとする消防団員の住(居)所、生年月日、直近の入団年月日を記入。

注)この証明願いは様式の例ですので、市町村指定様式による証明願いの提出が必要となる場合があります。

市(町村)消防団員証明書 及び同団員としての活動実績の証明書

上記のとおり消防団員に相違ないこと、併せて、基準日から過去1年間において、消防団員としての活動実績のあることを証明いたします。

年 月 日

市(町村)長(又は消防団長) 印

■■■市(町村)消防団員及び同団員としての活動実績の証明願い

年 月 日

■■■市(町村)長(又は消防団長) 様

法人の場合
「(所在地)」欄に住所を、「(法人名欄)」に法人名称及び代表者氏名を記入

■■■の部分にあっては、証明願いを提出する市町村名(消防団員として在団する市町村名)を記入。

住(居)所
(所在地)

個人の場合
「住(居)所」欄に事業所の住所を、「氏名」欄に個人事業主の氏名を記入

氏 名
(法人名)
(電話番号

印

)

下記の者が 年 月 日(基準日)現在で ■■■市(町村)の消防団員であること、また基準日から過去1年間における当該消防団の消防団員としての活動実績について証明してください。

法人にあっては、各事業年度の終了日を、個人にあっては、12月31日として記入。

記

氏 名	住 所	生年月日	直近の入団年月日

証明を受けようとする消防団員の氏名、住所、生年月日、直近の入団年月日を記入。

注)この証明願いは様式の例ですので、市町村指定様式による証明願いの提出が必要となる場合があります。

市(町村)消防団員証明書 及び同団員としての活動実績の証明書

上記のとおり消防団員に相違ないこと、併せて、基準日から過去1年間において、いずれの者も消防団員としての活動実績のあることを証明いたします。

年 月 日

市(町村)長(又は消防団長)

印

同意書

個人情報を収集しようとする「法人名」を記入



私は、雇用主である _____ が、「岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例」における消防団協力事業所の認定を受けるに当たって、岐阜県知事が雇用主を通じて私の下記の個人情報を収集することについて同意します。

記

下記3また下記4の内容については、岐阜県知事に提出する書類に合わせて必要に応じ適宜修正してください。

- 1 住所、氏名、生年月日、性別
- 2 _____市（町村）の消防団員であること及び同消防団員としての活動実績
- 3 雇用保険被保険者証・事業所別被保険者台帳・（ ）等の記載の雇用保険の被保険者であること、雇用主の岐阜県内の事業所等に勤務していること
- 4 社会保険（健康保険）被保険者証・役員報酬支払状況確認資料・（ ）等に記載の健康保険の被保険者であること、勤務先の岐阜県内の事業所等で常勤の役員として勤務していること

年 月 日

住所

個人情報の収集対象となる「消防団員」の
自署または記名押印

ふりがな
氏名

印

(補足) 記3又は記4の内容については、岐阜県知事に提出する書類に合わせて必要に応じ適宜修正すること。

同意書

個人情報を収集しようとする「事業主」の氏名を記入



私は、雇用主である _____ が、「岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例」における消防団協力事業所の認定を受けるに当たって、岐阜県知事が雇用主を通じて私の下記の個人情報を収集することについて同意します。

雇用主が消防団員であって、この同意書を使用する場合には、波線部分を削除して使用してください。

記

- 1 住所、氏名、生年月日、性別
- 2 _____市（町村）の消防団員であること及び同消防団員としての活動実績
- 3 所得税の青色申告決算書・収支内訳書・（ _____ ）等の記載の雇用主が消防団員であること
- 4 雇用保険被保険者証・（ _____ ）等の記載の雇用保険の被保険者であること、雇用主の岐阜県内の事業所等で従事していること
- 5 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出書）・所得税青色申告決算書・収支内訳書・（ _____ ）等の記載の使用人であること又は事業専従者であること

下記3から5の内容については、岐阜県知事に提出する書類に合わせて必要に応じ適宜修正してください。

年 月 日

住所

個人情報の収集対象となる「消防団員」の自署または記名押印

ふりがな
氏名

印

(補足) ※ 記3から記5の内容については、岐阜県知事に提出する書類に合わせて必要に応じ適宜修正すること。

※ 雇用主が消防団員であって、この同意書を使用する場合には、波線部分を削除して使用すること。

雇用保険被保険者数総括票

住(居)所 (所在地)	法人の場合 「(所在地)」欄に住所を、「(法人名欄)」に法人名称及び 代表者氏名を記入
氏名	個人の場合 「住(居)所」欄に事業所の住所を、 「氏名」欄に個人事業主の氏名を記入
(法人名)	印
(電話番号))

岐阜県内に所在する事務所又は事業所における基準日時点での「労働者名簿に記載されている労働者の総数、雇用保険の被保険者である者の総数」等については、次の1～3のとおりです。

なお、この記載内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

- 1 労働者名簿に記載されている労働者の総数 _____人
- 2 労働者名簿に記載されている労働者のうち、雇用 _____人
保険の被保険者である者の総数
- 3 労働者名簿に記載されている労働者のうち、雇用 _____人
保険の被保険者でない者の総数

労働者名簿等
から記載して
ください。

(記入上の注意事項)

- ・県内に複数の事業所等がある場合、その総計となる数値を1～3に計上すること。
- ・県内にある事業所等に係る「労働者名簿」(労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)第107条に基づくもので、氏名・生年月日・性別等が記載されているもの。)を用い、この名簿に記載されている労働者のうち、「事業所別被保険者台帳」に記載されていない者(即ち雇用保険の被保険者でない者)を識別できるように、「労働者名簿」を加工(例:色塗り又は付箋貼付)すること。

様式第12号 消防団協力事業所の支援減税制度に係る申請チェックリスト〔法人用〕

書類を県に提出する前に、このチェックリストで確認してください。

事業所名

部署

担当者名

<申請手続のチェック>

NO	手続事項	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
1	<p>事業年度終了の日から一月後までに、申請先の県機関へ届くよう準備できたか。</p> <p>※事業年度終了の日から一月後が県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日、1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日までの期間）である場合には、その休日後の最初の開庁日となる日を申請期限とします。</p> <p>※申請書類を郵送で提出する場合は、申請期限までに申請先の県機関に確実に届くよう日数に余裕をもたうえで行ってください。万一、申請先の県機関に申請期限までに届かない場合には岐阜県行政手続条例第7条の規定に基づき申請を拒否することとなります。（税の申告と異なり、消印日ではなく、物理的に申請先の県機関に申請書類が届いていることが必要です。）</p> <p>※申請書類を受理する時間帯は、開庁日の「午前8時30分から午後5時15分まで」です。提出が午後5時15分から翌日（翌日が県の休日の場合にはその後に最初に開庁日となった日）の午前8時30分までの間に持ち込み又は郵送等により提出された場合、直近の開庁日となった日の午前8時30分に提出されたものとして取り扱います。</p>	□	□
2	<p>県からの認定通知書又は不認定通知書からの通知方法として、窓口交付又は郵送交付のいずれを希望しますか。</p> <p>※通知書を県の窓口で受け取る場合にはチェック欄の「窓口交付」に、郵送を希望する場合は「郵送交付」に○を付け、必要な切手（長3サイズの封筒の場合は82円分）を貼付した返信用封筒を同封すること。</p> <p>※郵送交付の場合、県からは普通郵便で送付しますので、窓口交付に比べて日数がかかることをご承知ください。（郵送事業者による郵送期間を要しますので、早めに課税申告手続を行いたい場合には窓口交付で対応してください。）</p>	<p>窓口交付</p> <p>郵送交付 (返信用封筒必要)</p>	□
3	申請書類は、基準日（事業年度終了の日）時点での状態で作成されていますか。	□	□
4	この減税制度を利用するためには、毎年度、認定申請が必要になることを承知ください。	□	□

<申請書類のチェック>

NO	提出書類（補足）「 」が提出する書類を示す。	提出形態	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
1	<p>「当チェックリスト」</p> <p>・提出書類がある場合、事業主チェック欄に「レ」（無しの場合「×」）を付け、このリストを提出書類の一番上にして提出すること。</p>	原本	□	□
2	<p>「消防団協力事業所の支援のための事業税の不均一課税に係る認定申請書」（規則別記様式）</p> <p>・代理人が事業主の委託を受けて提出する場合は、さらに「委任状」（任意様式、事業主の代表者印を押印のこと）が必要です。</p>	原本	□	□
3	<p>「事業概要書」（任意様式）又は「パンフレット」</p> <p>※事業概要書又はパンフレット（例：顧客説明用）では、事業主が有する事業所等の名称、所在地等を確認する。</p>	原本	□	□
4	<p><法人登記がある場合に提出する書類></p> <p>★「登記事項証明書」</p>	原本	□	□
5	<p>「資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないものであることを証する書類」</p> <p>法人登記がある場合 (NO.4で登記事項証明書を提出する)</p> <p>法人登記がない場合 定款、寄附行為、規則、規約等 ※いずれか一つで可</p>	写	□	□
6	<p><市町村長へ証明願いを提出し、基準日時点で消防団協力事業所であることを証明してもらい提出すること>（すべての事業所において表示証の交付を受け、証明願いを提出する必要があります。）</p> <p>●「消防団協力事業所表示制度認定証明願い」〔様式例1〕</p>	原本	□	□

※ 次のページに続きます。

- 注1) 上記の書類は、全て基準日（個人の場合は当該年度の12月31日）時点のもので作成ください。
- 注2) 添付していただく写しの書類はA4版サイズの用紙で提出してください。提出書類は必ずコピーをとり、控えを整理・保管しておいてください。
- 注3) 不明な点がありましたら、岐阜県消防課、又は事業所の所在地を管轄する県事務所（岐阜地域は危機管理政策課 岐阜地域防災係）までお電話ください。
- 注4) 書類名の前の記号の意味：★＝法務局にて入手、●＝市町村又は消防本部にて入手、■＝公共職業安定所にて入手

岐阜県

<申請書類のチェック(続き)>

NO	提出書類 (補足)「 」が提出する書類を示す。	提出形態	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
7	<p><市町村長又は消防団長へ次の証明願いを提出し、基準日時点で消防団員であること、及び基準日から過去1年間に消防団員としての活動実績があることを証明してもらう。なお県には”証明に必要な消防団員分(※)”を揃えて提出すること。></p> <p>●「消防団員及び同団員としての活動実績の証明願い」〔様式例2又は3〕</p> <p>※証明に必要な消防団員分とは、「消防団員である者の数の割合が十分の一未満」である場合には1名分で可であり、「消防団員である者の数の割合が十分の一以上」である場合には、十分の一以上となるために最小限必要な人数分で可。以下No10も同じ。 (例：使用人が11人の場合には2人分で可)</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	<p><常勤役員が消防団員である場合には、次のいずれかの書類を提出すること。></p> <p>「社会保険(健康保険)被保険者証」の写し ※国民健康保険は対象外 「常勤役員に選任されていることが確認できる法人取締役会議事録」の写し 「『賞金台帳』等役員報酬の支給状況が確認できる書類」(基準日が属する日又は週又は月の支給分を含むこと。)の写し</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<p><常勤役員が消防団員であり、その者の勤務先が本社以外の事業所等である場合には、次の書類も提出すること。></p> <p>「勤務先証明書」(任意様式)</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	<p><使用人が消防団員である場合には、次の書類を証明に必要な消防団員の分(※)を揃えて提出すること。></p> <p>「雇用保険被保険者証」の写し(任意様式)</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	<p><消防団員としての活動に配慮している規定を確認できるものとして、次のいずれかの書類を提出すること。いずれの場合も原本証明が必要です。></p> <p>「労働契約」又は「労働協約」又は「就業規則」又は「その他使用人と使用者との間の労働条件等を定めた書面」のいずれかの写し</p>	写 (原本証明)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	<p><消防団員である者の数の割合が十分の一以上である法人の場合には次の書類も提出すること。></p> <p>■「事業所台帳異動状況」 ・ただし「事業所台帳異動状況」に記載されている被保険者の数に、岐阜県外にある事業所等に勤務する常勤役員又は使用人の雇用保険被保険者数が含まれる場合には「事業所台帳異動状況」の代わりに次の3つの書類を全て提出すること。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	<p>「労働者名簿」の写し ・岐阜県内の事業所等に勤務する常勤役員の分及び使用人の分が記載されていること。</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	<p>■「事業所別被保険者台帳」 ・岐阜県内の事業所等に勤務する常勤役員の分及び使用人の分が記載されていること。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	<p>「被保険者数総括票」〔様式例5〕</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	<p><複数の事業所等があって、雇用保険の事務処理を主たる事業所等で一括で処理している場合には、次の書類も提出すること。></p> <p>「雇用保険事業所非該当承認申請書(控)」又は「労働保険継続事業一括申請書(控)」の写し</p>	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	<p>「同意書」〔様式例4〕 ・同意書は、No7で対象となる”証明に必要な消防団員分”が必要です。</p>	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注1) 上記の書類は、全て基準日(個人の場合は当該年度の12月31日)時点のもので作成ください。

注2) 添付していただく写しの書類はA4版サイズの用紙で提出してください。提出書類は必ずコピーをとり、控えを整理・保管しておいてください。

注3) 不明な点がありましたら、岐阜県消防課、又は事業所の所在地を管轄する県事務所(岐阜地域は危機管理政策課 岐阜地域防災係)までお電話ください。

注4) 書類名の前の記号の意味：★=法務局にて入手、●=市町村又は消防本部にて入手、■=公共職業安定所にて入手

岐阜県

様式第12号 消防団協力事業所の支援減税制度に係る申請チェックリスト〔個人用〕

書類を県に提出する前に、このチェックリストで確認してください。

事業所名 _____ 部署 _____ 担当者名 _____

<申請手続のチェック>

NO	手続事項	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
1	<p>所得税の申告期限(3月15日)までに、申請先の県機関へ届くよう準備できたか。</p> <p>※申請書類を郵送で提出する場合は、申請期限までに申請先の県機関に確実に届くよう日数に余裕をもたうえで行ってください。万一、申請先の県機関へ申請期限までに届かない場合には岐阜県行政手続条例第7条の規定に基づき申請を拒否することとなります。(税の申告と異なり、消印日ではなく、物理的に申請先の県機関に申請書類が届いていることが必要です。)</p> <p>※申請書類を受理する時間帯は、開庁日の「午前8時30分から午後5時15分まで」です。提出が午後5時15分から翌日(翌日が県の休日の場合にはその後に最初に開庁日となった日)の午前8時30分までの間に持ち込み又は郵送等により提出された場合、直近の開庁日となった日の午前8時30分に提出されたものとして取り扱います。</p>	□	□
2	<p>県からの認定通知書又は不認定通知書からの通知方法として、窓口交付又は郵送交付のいずれを希望しますか。</p> <p>※通知書を県の窓口で受け取る場合にはチェック欄の「窓口交付」に、郵送を希望する場合は「郵送交付」に○を付け、必要な切手(長3サイズの封筒の場合は82円分)を貼付した返信用封筒を同封すること。</p> <p>※郵送交付の場合、県からは普通郵便で送付しますので、窓口交付に比べて日数がかかることをご承知ください。 (郵送事業者による郵送期間を要しますので、早めに課税申告手続を行いたい場合には窓口交付で対応してください。)</p>	<p>窓口交付</p> <p>郵送交付 (返信用封筒必要)</p>	□
3	申請書類は、基準日(12月31日)時点での状態で作成されていますか。	□	□
4	この減税制度を利用するためには、毎年度、認定申請が必要になることを承知ください。	□	□

<申請書類のチェック>

NO	提出書類 (補足)「 」が提出する書類を示す。	提出形態	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
1	<p>「当チェックリスト」</p> <p>・提出書類がある場合、事業主チェック欄に「レ」(無しの場合「×」)を付け、このリストを提出書類の一番上にして提出すること。</p>	原本	□	□
2	<p>「消防団協力事業所の支援のための事業税の不均一課税に係る認定申請書」(規則別記様式)</p> <p>・代理人が事業主の委託を受けて提出する場合は、さらに「委任状」(任意様式、事業主の代表者印を押印のこと)が必要です。</p>	原本	□	□
3	<p>「事業概要書」(任意様式)又は「パンフレット」</p> <p>※事業概要書又はパンフレット(例:顧客説明用)では、事業主が有する事業所等の名称、所在地等を確認する。</p>	原本	□	□
4	<p><市町村長へ証明願いを提出し、基準日時点で消防団協力事業所であることを証明してもらい提出すること>(すべての事業所において表示証の交付を受け、証明願いを提出する必要があります。)</p> <p>●「消防団協力事業所表示制度認定証明願い」〔様式例1〕</p>	原本	□	□
5	<p><市町村長又は消防団長へ次の証明願いを提出し、基準日時点で消防団員であること、及び基準日から過去1年間に消防団員としての活動実績があることを証明してもらう。なお県には「証明に必要な消防団員分(※)」を揃えて提出すること。></p> <p>●「消防団員及び同団員としての活動実績の証明願い」〔様式例2又は3〕</p> <p>※証明に必要な消防団員分とは、「消防団員である者の数の割合が十分の一未満」である場合には1名分で可であり、「消防団員である者の数の割合が十分の一以上」である場合には、十分の一以上となるために最小限必要な人数分で可。以下No7～8も同じ。 (例:使用人が11人の場合には2人分で可)</p>	原本	□	□
6	<p><個人事業主が消防団員である場合には、次のいずれかの書類を提出すること。></p> <p>「所得税の青色申告書決算書(控)」の写し</p> <p>「収支内訳書(控)」の写し</p>	写	□	□

※ 次のページに続きます。

注1) 上記の書類は、全て基準日(個人の場合は当該年度の12月31日)時点のもので作成ください。

注2) 添付していただく写しの書類はA4版サイズの用紙で提出してください。提出書類は必ずコピーをとり、控えを整理・保管しておいてください。

注3) 不明な点がありましたら、岐阜県消防課、又は事業所の所在地を管轄する県事務所(岐阜地域は危機管理政策課 岐阜地域防災係)までお電話ください。

注4) 提出書類欄の書類名の前に付いている記号の意味: ●=市町村又は消防本部にて入手、■=公共職業安定所にて入手

岐阜県

<申請書類のチェック(続き)>

NO	提出書類 (補足)「 」が提出する書類を示す。	提出形態	事業主 チェック欄	岐阜県 チェック欄
7	<使用者が消防団員であり、かつ雇用保険に加入している場合には、次の書類を証明に必要な消防団員の分(※)を揃えて提出すること。> 「雇用保険被保険者証」の写し(任意様式)	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	<個人事業主の事業専従者が消防団員である場合には、次のいずれかの書類を必要な消防団員の分(※)を揃えて提出すること。> 「青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書」の写し 「所得税青色申告決算書(控)」の写し 「収支内訳書(控)」の写し	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<消防団員としての活動に配慮している規定を確認できるものとして、次のいずれかの書類を提出すること。いずれの場合も原本証明が必要です。> 「労働契約」又は「労働協約」又は「就業規則」又は「その他使用者と使用者との間の労働条件等を定めた書面」のいずれかの写し	写 (原本証明)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<消防団員である者の数の割合が十分の一以上である場合には次の書類も提出すること。>				
10	■「事業所台帳異動状況」 ※雇用保険に加入している場合のみ提出 ・ただし「事業所台帳異動状況」に記載されている被保険者の数に、岐阜県外にある事業所等に勤務する使用人の雇用保険被保険者数が含まれる場合には「事業所台帳異動状況」の代わりに次の3つの書類を全て提出すること。	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	「労働者名簿」の写し ・岐阜県内の事業所等に勤務する使用人の分が記載されていること。	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	■「事業所別被保険者台帳」 ・岐阜県内の事業所等に勤務する使用人の分が記載されていること。	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	「被保険者数総括票」〔様式例5〕	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	<複数の事業所等があって、雇用保険の事務処理を主たる事業所等で一括で処理している場合には、次の書類も提出すること。> ※雇用保険に加入している場合のみ提出 「雇用保険事業所非該当承認申請書(控)」又は「労働保険継続事業一括申請書(控)」の写し	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	「同意書」〔様式例4〕 ・同意書は、No5で対象となる”証明に必要な消防団員分”が必要です。	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 注1) 上記の書類は、全て基準日(個人の場合は当該年度の12月31日)時点のもので作成ください。
 注2) 添付していただく写しの書類はA4版サイズ用の紙で提出してください。提出書類は必ずコピーをとり、控えを整理・保管しておいてください。
 注3) 不明な点がありましたら、岐阜県消防課、又は事業所の所在地を管轄する県事務所(岐阜地域は危機管理政策課 岐阜地域防災係)までお電話ください。
 注4) 提出書類欄の書類名の前に付いている記号の意味: ●=市町村又は消防本部にて入手、■=公共職業安定所にて入手

岐阜県

<資料> 市町村消防団協力事業所表示制度 市町村窓口 一覧

消防団連絡先一覧(H28.4.1 現在)

消防団名	担当窓口	住所	連絡先
岐阜市中消防団	岐阜市消防本部 消防総務課	〒500-8812 岐阜県岐阜市美江寺町 2-9	058-262-7161
岐阜市南消防団			
岐阜市北消防団			
羽島市消防団	羽島市消防本部	〒501-6244 岐阜県羽島市竹鼻町丸の内 9 丁目 26 番地	058-392-2601
各務原市消防団	各務原市消防本部 消防総務課	〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1-69	058-382-3136
山県市消防団	山県市消防本部 消防課	〒501-2113 岐阜県山県市高木 1291 番地 2	0581-22-5121
瑞穂市消防団	瑞穂市総務部総務課	〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府 1288 番地	058-327-4111
本巣市消防団	本巣市総務部総務課	〒501-1292 岐阜県本巣市文殊 324 番地	0581-34-5020
岐南町消防団	岐南町総務部くらし安全課	〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地	058-247-1360
笠松町消防団	笠松町総務課	〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町 1 番地	058-388-1111
北方町消防団	北方町防災安全課	〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町北方 1323 の 5	058-322-9936
大垣市消防団	大垣市生活環境部生活安全課	〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内 2 丁目 29 番地	0584-81-4111
神戸町消防団	神戸町総務部総務課	〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸 1111	0584-27-3111
輪之内町消防団	輪之内町危機管理課	〒503-0292 岐阜県安八郡輪之内町四郷 2530 番地の 1	0584-69-3111
安八町消防団	安八町総務課	〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取 161	0584-64-3111
海津市消防団	海津市消防本部	〒503-0655 岐阜県海津市海津町福岡 460-2	0584-53-0119
養老町消防団	養老町消防本部	〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田 798 番地	0584-32-0012
垂井町消防団	不破消防組合消防本部 東消防署	〒503-2121 岐阜県不破郡垂井町 2466-2	0584-23-0119
関ヶ原町消防団	関ヶ原町総務課	〒503-1501 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58	0584-43-1110
揖斐川町消防団	揖斐川町総務課	〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地	0585-22-2111
大野町消防団	大野町総務部総務課	〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80 番地	0585-34-1111
池田町消防団	池田町総務部総務課	〒503-2492 岐阜県揖斐郡池田町六之井 1468-1	0585-45-3111
美濃加茂市消防団	美濃加茂市防災安全課	〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町 3431-1	0574-25-2111
可児市消防団	可児市防災安全課	〒509-0206 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地	0574-62-1111

消防団名	担当窓口	住所	連絡先
坂祝町消防団	坂祝町総務課	〒505-8501 岐阜県加茂郡坂祝町取組 46 番地 18	0574-26-7111
富加町消防団	富加町総務課	〒501-3392 岐阜県加茂郡富加町滝田 1511 番地	0574-54-2111
川辺町消防団	川辺町総務課	〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4	0574-53-2511
七宗町消防団	七宗町総務課	〒509-0492 岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442-3	0574-48-1111
八百津町消防団	八百津町防災安全室	〒505-0392 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903 番地 2	0574-43-2111
白川町消防団	白川町総務課	〒509-1192 岐阜県加茂郡白川町河岐 715	0574-72-1311
東白川村消防団	東白川村総務課	〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土 548 番地	0574-78-3111
御嵩町消防団	御嵩町総務防災課	〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1	0574-67-2111
関市消防団	関市 市長公室危機管理課	〒501-3894 岐阜県関市若草通 3 丁目 1	0575-23-7736
美濃市消防団	美濃市総務部総務課	〒501-3792 岐阜県美濃市 1350 番地	0575-33-1122
郡上市消防団	郡上市消防本部	〒501-4221 岐阜県郡上市八幡町小野 4 丁目 4-1	0575-67-1216
多治見市消防団	多治見市消防本部	〒507-0828 岐阜県多治見市三笠町 2 丁目 21 番地	0572-22-9231
瑞浪市消防団	瑞浪市消防本部	〒509-6101 岐阜県瑞浪市土岐町 112-1	0572-68-2001
土岐市消防団	土岐市消防本部	〒509-5112 岐阜県土岐市肥田浅野笠神町 3-11	0572-53-0041
中津川市消防団	中津川市消防本部 警防課	〒508-0045 岐阜県中津川市かやの木町 1-10	0573-66-1194
恵那市消防団	恵那市消防本部	〒509-7203 岐阜県恵那市長島町正家 1015 番地 2	0573-26-0119
高山市消防団	高山市消防本部	〒506-0004 岐阜県高山市桐生町 3 丁目 208 番地	0577-34-3792
飛騨市消防団	飛騨市消防本部 総務課	〒509-4256 岐阜県飛騨市古川町高野 251-1	0577-73-0119
下呂市消防団	下呂市消防本部 消防総務課	〒509-2202 岐阜県下呂市森 363-1	0576-25-5119
白川村消防団	白川村総務課	〒501-5692 岐阜県大野郡白川村鳩谷 517 番地	05769-6-1311